○国土交通省告示第三百五十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(25)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1) 津市高洲町一〇六四番一地先の測量標（北緯三四度四三分四七秒、東経一三六度三一分四四秒）から二八七度三五分五五秒二六・九七八メートルの地点 (2) (1)に掲げる地点から一九四度三七分四四秒二八四・二七四メートルの地点 (3) (2)に掲げる地点から一九六度〇三分一七秒一二八・四八九メートルの地点 (4) (3)に掲げる地点から一九五度一六分四三秒三八・三六九メートルの地点 (5) (4)に掲げる地点から一六八度〇八分四一秒三五・五六八メートルの地点 (6) (5)に掲げる地点から一六三度〇〇分三八秒二八・九八七メートルの地点 (7) (6)に掲げる地点から一九七度〇三分五六秒二二四・五四七メートルの地点 (8) (7)に掲げる地点から一九四度一〇分〇六秒一五八・五三九メートルの地点 (9) (8)に掲げる地点から一九四度二一分四九秒二九九・五二一メートルの地点 (10) (9)に掲げる地点から一九九度〇五分四一秒七九・三四三メートルの地点 (11) (10)に掲げる地点から一九六度〇三分一五秒一一七・〇四四メートルの地点 (12) (11)に掲げる地点から一九一度一四分〇〇秒一五〇・〇七七メートルの地点 (13) (12)に掲げる地点から一九八度一〇分四〇秒二八・七七六メートルの地点 (14) (13)に掲げる地点から二一四度〇九分二一秒二九・四二二メートルの地点 (15) (14)に掲げる地点から二一二度二一分一一秒二四・一七四メートルの地点 (16) (15)に掲げる地点から一九三度五五分四四秒一七七・六六一メートルの地点 (17) (16)に掲げる地点から一八七度一六分三五秒四九・九八四メートルの地点 (18) (17)に掲げる地点から一八二度一九分二九秒七四・九六五メートルの地点 (19) (18)に掲げる地点から一八七度四六分五七秒一四一・三六七メートルの地点 (20) (19)に掲げる地点から一四四度一五分三七秒一一〇・八六五メートルの地点 (21) (20)に掲げる地点から四三度四七分五八秒四〇・〇〇一メートルの地点 (22) (21)に掲げる地点から三二七度一九分五二秒九一・〇二二メートルの地点 (23) (22)に掲げる地点から一四度〇八分五二秒七六二・六〇一メートルの地点 (24) (23)に掲げる地点から一六度〇三分五九秒五三〇・二二六メートルの地点 (25) (24)に掲げる地点から一五度三五分〇八秒七三三・〇九七メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十四年三月二十九日

○国土交通省告示第三百五十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
富里市七栄字南新木戸五四八番五から同市七栄字北新木戸五二五番一〇五まで	前	最大 一二一 最小 七一	三六
	後	最大 一二一 最小 五三	

○国土交通省告示第三百五十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南砺市立野原東一二〇二番	前	最大 三一九 最小 二七〇	四四
	後	最大 三三二 最小 二九九	

○国土交通省告示第三百五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志